

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県

被告準備書面(1)

平成29年6月30日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議B係 御中

被告 訴訟代理人

弁護士 端 元 博 保

弁護士 伊 藤 公 郎

弁護士 池 田 智 洋

弁護士 市 橋 優 一

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

原告第1準備書面に対する反論

第1 原告らは、被告が警察の活動には、司法審査は及ばない、と主張している、という。

しかし、被告も警察の活動にも、司法審査は及ぶことを前提に、大垣警察署の行為が適法である、と主張しているのである。

そして、警察による情報収集活動の性格から、認否がなし得ない場合がある、と述べているものである。

認否できない理由は、答弁書記載のとおりである。

第2 公権力の行使の違法性

1 情報収集活動の適法性

(1) 警察による情報収集活動

警察は、警察法に示された警察の責務即ち警察の行政目的である、県民の安全を守るための治安の確保、を達成するため、その目的の範囲内で、必要な各種の活動を行っており、管内や管内に影響を及ぼす可能性のある各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持から関心を

有している。

故に、トラブル防止の観点から、意見交換を行うことはありえる。

そうした活動の一環として行われる警察の情報収集活動は、警察の責務を達成するため、任意手段で行われる限り、特別の根拠規定を必要とせずとも、警察法第二条第一項に基づき適法であり、このことについては、以下のような判例がある。

ア 大阪高裁判決 昭和51年9月20日（刊行物未登載）

右警察官らが行った一般情報収集活動は、具体的事案発生のおそれはないが、一般に将来に備えて平素から公安の維持、犯罪の予防鎮圧のために関連する情報を収集するためのものであり、このような一般情報収集活動も任意手段によって行われる限り、特別の根拠規定をまつことなく警察法第二条第一項に基づいてこれを実施することが許される。

イ 大阪高裁判決 昭和41年5月19日 大阪学芸大事件

警察法第二条第一項に定めるとおり、警察が公共の安全と秩序の維持に当る責務を有し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締等の職責を有することからすると、公安を害する犯罪に対する警備実施活動及び捜査活動を行うための資料として治安情勢に関する情報を適格に収集把握し以て警備警察活動に遺漏なきを期する要があるから、警備情報活動が警察法第二条第二項にてい触しない限り原則的には許される。

ウ 東京高裁判決 昭和41年3月24日 政防法反対デモ事件

警察官は警察法第二条第一項の規定により犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共の安全、秩序に維持その他を職務とすることを定められているのであるから、犯罪発生後その捜査、鎮圧、公安攪乱後その事態の鎮圧、秩序回復をなすべき職責を有すると共に、犯罪の発生前、または公安を害する事態の発生前にこれを未然に防止する方法を講ずることも警察官の職責と言わなければならない。そして、その予防手段は具体的にある犯罪が発生するおそれのある場合や、具体的に公安が害される事態の発生するおそれのある場合にとられることもあるし、未だそれらの犯罪や公安を害する事態の具体的に発生するおそれのない平素の場合においても、その発生の可能性がある限り、一旦有事の場合に備えてその発生を予防する手段を研究し準備しておくことは警察の性質上当然のことである。

(2) 警察による情報収集活動の適法性

警察が情報収集活動を実施するに当たっては、その活動が警察の行政目的を達成するためにどの程度必要であるか（必要性）、また、用いられる手段が必要性との関連で相当であり（相当性）、かつ、社会的に見て妥当であるか（妥当性）という点を十分に考慮した上で、適正に行わなければならない。

警察法第二条第二項が、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定していることは、この点を明らかにしたものである。

したがって、情報収集活動に当たっては、個々の状況に応じ、その対象、手段方法、基本的人権に対する制限の有無、現場の状況、時々の社会情勢等、諸般の事情を具体的に考慮した上、警察法第二条第一項の責務を果たすために必要な範囲内であるとともに、社会的に見ても相当かつ妥当なものでなければならない。

このことについては、以下のような判例がある。

ア 東京高裁判決 昭和41年3月24日 政防法反対デモ事件

情報収集、殊に犯罪又は公安を害する事態が未だ具体的に発生していない場合に行う警察の予防手段としての情報収集は、対象が具体的に特定していないためその行為の違法の限界が具体的には微妙であるから、その限界を明確にする基準として、目的の正当性、その行為の必要性及びその行為の相当性の三要件を具備するものを適法行為とすべきであろう。即ち右情報収集が適法であるためには第一にその行為の目的が警察法第二条第一項の規定にそう正当なものであり、第二にその行為をすることがその目的達成のために客観的に必要と認められる場合に限り、第三にその行為自体が社会通念上相当と認められる行動でなければならないのであって、この三要件を具備する限り警察官の情報収集は正当な職務行為となり、一般に基本的人権を侵害するおそれはないものと思料する。

イ 大阪高裁判決 昭和51年9月20日（刊行物未登載）

一般情報収集活動も任意手段によって行われる限り、特別の根拠規定をまつことなく警察法第二条第一項に基づいてこれを実施することが許されるが、任意手段によるからといってなんらの制約なくすべて許容されるものではなく、他人の権利を不当に侵害する場合には違法とされなければならない。

(3) 小括

以上のことから、警察の行う情報収集活動は、警察法第二条第一項に定められた警察の責務を全うするにあたり、必要性、相当性、及び妥当性を具備し、任意手段で行われる上では適法であるから、原告が主張するような法的根拠を欠いた違法行為ではない。

2 本件は公権力による干渉、抑圧といえないこと

原告らは、「大垣警察が、公権力の行使として行った、原告らの情報を収集、保管し、シーテック社に提供した各行為が、市民運動に対する意図的な抑圧」であると主張する。（訴状13ページ 第4章冒頭参照）

しかし、本件情報収集活動が、原告らの活動に対して、事実行為として、いかなる干渉となり、どのような抑圧効果が働いたのかについて、全く具体的な説明はなされていない。

また、原告が証拠として提出した議事録には、大垣警察が原告らの活動を抑圧しようとしたとするに足る具体的な手段、方法、及び方策といったことについては記載されていない。

加えて、大垣警察がシーテック社に対して、原告らの活動を抑圧することを目的として具体的な指示や依頼を行った状況も読み取れない。

従って、原告等の主張は実体のない抽象論を述べているに過ぎず、議事録は、原告らの活動を抑圧する目的で行われた情報収集活動であったことの証拠とはなりえない。

3 議事録の内容は、不偏不党、公平中正に反する情報収集活動が行われていたことの根拠とはなりえないこと

原告らが主張する公権力行使の違法性の根拠はいずれも議事録の記載内容を前提としているところ、そもそも議事録は警察において作成したものではなく、被告は具体的な情報収集活動については認否できないのであるから、議事録の記載内容に関連する事実関係は主張できない。

しかし、議事録に記載された情報は、広く一般に知られ、または知られて差し支えない情報であって、不偏不党、公平中正に反する情報収集活動が行われていたことの根拠とはならないため、以下において説明する。

(1) 長期的な監視活動が行われていたという根拠がないこと

原告らは「大垣警察による情報収集活動の実態は、原告らが将来治安を害する行為に及ぶ不穏分子であるという不当な想定に基づいて、原告らの思想信条に着目して行われた、長期間にわたる不当な監視活動」である旨主張し、その

根拠として、議事録に20年以上前に原告らが行ったとする活動を警察が知っていたことなどを挙げている。

原告らの主張する「監視活動」はその意味が明らかではないが、いずれにしろ、原告らの主張は、議事録記載の情報が、警察による長年の情報収集活動によって、蓄積されたものであることを前提としている。

しかし、原告らが訴状第2章で自ら主張しているように、原告らはゴルフ場反対運動や自然保護を目的とした運動を自ら積極的に外部に発信してきたのであって、現代の情報社会において、そうした過去の情報を知ることは、何人にも容易であるので、原告らに関する過去の情報が記載されていることを以って、長期間の情報収集活動が行われていたとする主張は、それ自体失当である。

(2) 議事録の内容は、広く社会に知られた情報といえること

原告らは、本件に関し、岐阜県警察職員を地方公務員法（守秘義務）違反容疑として岐阜地方検察庁に告発したため、本件については、既に、捜査対象として司法的な審査を受けているにも関わらず、その結果は不起訴（嫌疑なし）となっており、報道によれば、「情報は公に知られていない事実ではなく、地方公務員法上の秘密にあたらぬ」とのことであるから、この点からも本件に関して違法行為はなく、その情報も広く社会に知られた情報であったことは明らかである。

4 公共の安全と秩序の維持に反する情報収集活動という主張が失当であること

原告らは、「警察の情報収集等の活動はどんなものであれ「公共の安全と秩序の維持に該当する」と安易に判断すべきではない。」とし、その理由として、「市民の権利利益が侵害されうる以上、その判断が警察の全くの裁量に任されるとなれば、法律による行政原則は没収されるからである。」旨主張し、加えて法的根拠として、「警察法2条2項も、警察の諸活動が「日本国憲法の保障する個人の権利及び干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」と定めている。」などと主張する。（訴状21ページ 第4章第4参照）

しかし、警察法第二条第二項は「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」旨を規定し、警察官がこの権限を行使するか否かについては、裁量権が認められており、その裁量権の行使が国家賠償法（以下、国賠法という。）上違法とされるのは、裁量権の逸脱、濫用がある場合に限られる。

原告らは、本件について、将来、治安を害するような活動を行うことが具体的に予期される状況は見受けられず、公共の安全と秩序の維持のために情報収集活動を行う必要がなかったなどと主張しているが、第2の1(1)アの大阪高裁判決で、「右警察官らが行った一般情報収集活動は、具体的事案発生のおそれはないが、一般に将来に備えて平素から公安の維持、犯罪の予防鎮圧のために関連する情報を収集するためのものであり、このような一般情報収集活動も任意手段によって行われる限り、特別の根拠規定をまつことなく警察法第二条一項に基づいてこれを実施することが許される。」と判示されているように、警察の情報収集活動は具体的な犯罪発生のおそれがある場合に限定されていない。

原告らは、自らの立場や内心を基準として、情報収集活動の必要性を否定しているに過ぎず、裁量権の観点については、何ら具体的な主張が行われていない。

よって、上記原告の主張は失当である。

第3 権利侵害（総論）について

1 プライバシーを侵害されたとする原告らの主張が失当であること

(1) プライバシーの利益の内容

憲法第13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示、公表されない自由を有するものと解され、人格権の一つとして、不法行為上、法的保護に値するといえることができる。

最高裁では、個人の私生活上の平穩を害されないという利益について、これが私法上、不法行為に基づく損害賠償請求ないし差止請求の被侵害利益として法的保護に値する（最高裁昭和56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620ページ）としているほか、個人の私生活上の自由として公権力による侵害から保護されること（京都府学連デモ事件最高裁判決、最高裁平成元年4月13日第一小法廷判決・金融商事判例845号43ページ）を明らかにしている。

また、住基ネット訴訟最高裁判決においても、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と判示しており、プライバシーの利益が法的保護に値する利益であることを認めている。

ただし、「個人の私生活上の自由の一つ」として認められる「個人に関する情報をみだりに取得、開示又は公表されない自由」は、あくまで法的保護に値するものでなければならず、原告が主張した「宴のあと事件」においても、個人に関するあらゆる情報がプライバシーとして認められていると判示されているわけではなく、法的保護に値するものとして、①個人の私生活上の事実に関するものであること、②社会一般の人々の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、その情報が取得、開示又は公表されると当該個人に心理的な負担や不安を覚えさせるなどのため、取得、開示又は公表を欲しないであろうと考えられるものであること、③社会一般の人々にまだ知られていない情報であることが必要であるとされている。

(2) 原告らが取得されたと主張する情報がプライバシーの利益としての保護の対象とならないこと

原告らは、大垣警察による違法な情報収集等の活動は、原告らの私生活秘匿権（伝統的なプライバシー）、政治的信条に関するプライバシー、個人の情報をみだりに収集等されない自由、表現行為人格権というべき権利、及び表現の自由を侵害するものである（訴状23ページ 第5章 権利侵害（総論）参照）旨を主張する。

しかし、原告らが本件議事録（甲1号証8頁から50頁まで）に基づき大垣警察署により収集・取得されたと主張する情報は、そもそもプライバシーの対象となる「他人に知られたくない私生活上の事実又は情報」には当たらない。

原告らが訴状に添付した議事録に記載されている情報については、原告訴訟代理人である弁護士が、「本件で収集等された情報は、当事者が積極的に配したものの（新聞折り込みをしたチラシなど）や新聞紙上に掲載された記事からのものや、市民活動歴など、概して私事性や秘匿性が高くないものが多く含まれている。」（日本評論社平成28年11月1日発行 法学セミナー『市民の政治的表現の自由とプライバシー』21頁）と記載しているように、そもそも社会一般に知られていた情報である、と解される。

原告らは、訴状や証拠にあるように、それぞれが自らの活動を精力的に行い、報道等を始めとして活動を積極的にアピールしているのであるから、原告らが収集・取得されたと主張する上記情報の多くは、少なくともその収集・取得の時点では、社会一般の人々に知られていた情報であるということが出来る。

さらに、上述のとおり、原告らが岐阜県警察職員を地方公務員法（守秘義

務) 違反容疑として岐阜地方検察庁に告発した事件に関しては、不起訴(嫌疑なし)となり、その理由について、報道では「情報は公に知られていない事実ではなく、地方公務員法上の秘密にあたらぬ」とされている。

したがって、原告らが収集・取得されたと主張する上記情報は、法的保護に値するものとはいえず、プライバシーの利益として法的保護の対象とならない。

(3) 政治的信条に対するプライバシーの侵害にならないこと

憲法19条が保障する思想良心の自由とは、思想良心が内心にとどまる限り絶対的に自由であること、国民がいかなる思想を抱いているかにつき国家が露見を強制することが許されないこと(思想についての沈黙の自由)をいう(芦部信喜・高橋和之補訂「憲法第三版」141、142ページ参照)。

そもそも、原告らが提出した本件議事録に記載されている情報については、原告らが自らの意見等を外部に表明していたものであって、被告がその思想や意見の露見を強制することとなるものではない。

また、警察の情報収集活動は、前記第2の1で述べたとおりであって、同活動は、原告らが特定の思想を持つことを禁じたり、その露見を強制したりするような性質を有するものでもなく、原告らの内心の自由に何らの影響を与えないことは明らかであり、政治的信条に関するプライバシーの侵害にはならない。

(4) 小括

以上のように、原告らは、自らが訴状に記載したような活動を行っているので、それらの情報はそもそも他者に取得されることを前提としたものであって、秘匿性に乏しく、「他人に知られたいくない私生活上の事実又は情報」には当たらないし、「社会一般に知られていない情報」とも言えないから、原告らの上記の主張は、失当である。

- 2 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由について
原告らは、「個人に関する情報(個人情報)が行政機関によって集中的に管理されている現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有するというべきである。」「個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由の侵害は、個人の私生活上の自由の一内容として、憲法13条によって保障される。」旨を主張する。(訴状24ページ 第5章 第2-1 参照)

しかし、原告らの主張は、実定法上の根拠を欠いているため、国賠法1条1項

の適用上保障された権利・利益といえない。

また、「みだり」については、第2の4において主張したとおり、裁量権の観点から、警察として情報収集活動の必要性がなかったことについて、何ら具体的な主張をしていないのであるから、かかる原告らの主張は失当である。

3 表現行為人格権について

原告らは表現の自由の行使について、公権力の干渉を受けない個人の人格的利益として表現行為人格権などと主張するが、表現行為人格権なるものについては、実定法上の根拠がない上、どのようなことが干渉にあたるのかといったことを始めとして、その実質的な内容、範囲、法的性格についても、概念自体全く不明であり、国賠法1条1項の適用上保障された権利・利益といえない。

4 表現の自由を侵害されたとする原告らの主張が失当であること

原告らの活動は、原告らが報道等を利用して、自ら進んで社会に知らしめていたものであり、議事録には警察が原告らの活動を如何にして抑圧、妨害しようとしたのか、その手段方法についても何ら記載されていないのであるから、抑圧を目的とした監視活動が行われていたという原告らの主張が失当であることは第2の2で述べたとおりである。

そもそも、原告らは報道によって、議事録の存在を知りえたのであって、議事録が作成された当時、議事録の存在自体知らなかったのであることからすれば、この点からも、その当時に原告らの活動が抑圧、妨害された事実がないことは明らかである。

また、原告らが適法な形で行う活動に行政機関が不利益を課すことはできないのであるから、議事録に関する報道が行われたことで、将来の活動に萎縮効果をもたらされるというのは一般的ではなく、原告らの表現活動に対して萎縮効果があったとする具体的証拠も認められない。

よって、原告らの上記主張も失当である。

第4 権利侵害(各論)について

原告ら個々に対する権利侵害に対する反論については、第2、第3で述べたとおり、権利侵害自体が発生していないことから、その主張は失当である。

第5 国賠法について

1 国賠法上の違法性

国賠法第1条第1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与えたと

きに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するもので、同条項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法定義務に違背することをいう。（最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、同平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。すなわち、「国賠法1条1項にいう違法性は、（中略）当該職員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認めるような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになる。（最高裁判例平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ）。

このように国賠法第1条1項にいう「違法」とは、権利ないし、法益の侵害があることを前提とし、さらに、その公権力の行使が公務員の職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に反するか否かによって判断されるものであり、権利ないし法益の侵害があれば原則として違法性が肯定される一般不法行為とは、違法性の概念が異なる。

この点、原告らは、警察の情報収集活動が、個別の国民に対し、負っている職務上の法的義務、及び本件における職務上の法的義務違反を根拠付ける具体的事実について、主張・立証しなければならないところ、その点が、明らかでないことから、既に失当である。

大垣警察署の警察官は、警察法第二条第一項の責務を達成するためにシーテック社の社員と意見交換をしていたのであって、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為を行い、警察法第二条第二項の裁量権を逸脱、濫用したと認められるような事情はない。

このことを前提とした上で、あえて、議事録の作成、及び存在に対する警察の注意義務についても、言及する。

警察は議事録の存在や内容について不知であり、シーテック社が議事録を作成していることも、そこにどのような内容を記載しているのかも全く知らないのであり、まして、その議事録に関して管理権を有する立場にもないのであるから、流出した議事録という媒体について、警察は、情報管理の上で職務上の注意義務を負わないことは疑う余地がない。

原告は、シーテック社の社員が守秘義務を負わないため、シーテック社と警察が情報交換を行えば、例えば本件のような議事録が作成され、原告等に関する情報が次々と伝播することについて予見されるから、この点について情報管理上、

職務上の注意義務が存在するかのごとき主張を行うが、当該個人の他人に対する発言や書面の作成は、当該個人の自由意思によって行われるものであるから、警察はこれを制約管理する立場にはなく、この点について警察が職務上の注意義務を負うこともない。

2 損害

(1) 慰謝料

警察の行った情報収集活動が原告らの権利を侵害するものでないことは、既に述べたとおりであり、特に表現の自由に関しては原告らに対していかなる萎縮効果があったのか、具体的主張もなされていない。

故に原告らに精神的損害が発生したとは認められない。

(2) 弁護士費用

原告らは権利救済を得て警察による監視から解消され、干渉を受けることなく、自らの信念に基づく表現活動を続けていくために本件提訴を余儀なくされ、訴訟に要する弁護士費用を請求しているが、そもそも表現活動に対して萎縮効果が働いたことについて具体的立証がないのであるから、本件提訴を余儀なくされる事情など存在せず、かかる原告らの主張は失当である。

第6 管轄権に対する反論

議事録の内容について、被告が認否できないことを前提とした上で、一般論として警察官は警察署の管轄区域外においても警察活動を行うことができることについて、以下のとおり反論する。

原告らは、警察法53条は、警察署（長）の「警察の事務を処理する」権限は「管轄区域内」に限られる旨定められているところ、上石津町は大垣署「管内」ではなく、養老警察署の管内であることから、大垣署の警察官が上石津町で情報収集等することは大垣署の「責務」ではない旨主張する。（原告第1準備書面第2の3参照）

しかし、警察法53条3項は「警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部長の指揮を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。」と定めているのであって、管轄区域内に限られると定めているものではない。

大垣警察署の管轄する地域周辺における公共安全と秩序の維持に関する情報を必要な範囲内で収集することは、大垣警察署の管轄内における公共安全と秩序の維持に直結するものであるから、原告らの主張は失当である。

なお、警察法36条2項は「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第2条の責務に任ずる。」と規定した上で、同法61条が「都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びに管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公共の安全と秩序の維持に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。」と規定していることから、都道府県警察の警察官の権限については、都道府県単位で定められており、警察官はその所属する警察署の管轄区域外において当然活動することは可能であるし、必要があれば他の都道府県内においても活動することもできる。

第7 結語

以上の次第であることから、原告らの主張は、そもそも主張自体失当というよりはほかなく、原告らの本件各請求は、速やかに棄却されるべきである。